

見込みを上回る 要支援者への対応は

吉川 三津子議員

サービス確保に懸命に取り組む
健康福祉部長



▲蟹江町つどいの場ガイドブック
(蟹江町社会福祉協議会)

問 平成30年度、要介護者の通所サービス利用見込みは733人だったが、実績は790人と膨らんだ。よって、介護事業所は受け入れが厳しくなっており、今後更に要支援の方々は行き場に困ることになる。市の対策は。

答 要支援者のサービス利用は、いっそう厳しさを増す。サービス確保に一生懸命取り組む。

問 対策として、社会福祉協議会（社協）のサロン事業がある。

答 社協には、市から多額の補助金が出ており、会費や赤い羽根募金は総代が集めるなど協力もしている。高齢者の居場所として社協のサロン事業を広く公開するよう協力を求めるべきでは。

答 公表をお願いしている。

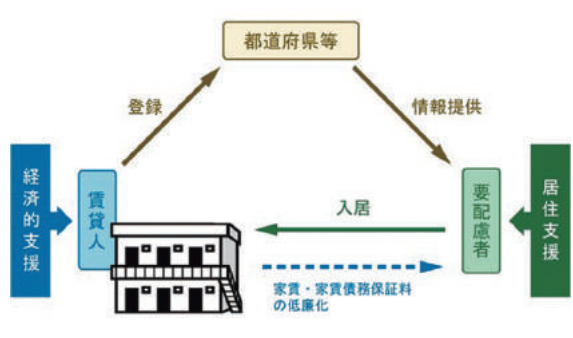
空き家を住宅 確保要配慮者に 賃貸を

問 ひとり暮らしの高齢者には65%、生活保護者には60%、高齢者のみの世帯には55%、ひとり親世帯には14%の大家さんの賃貸への拒否感がある。一方、市の市街化区域にはかなり新しい空き家がある。

答 今後、関係部署が連携し、協議しながら進めていかなければならない。空き家の件は、さまざま課題があり、国・県の指導も受けながらよい方策を考えていく。

国土交通省と厚生労働省が協力して、居住後も地域で孤立しないような

福祉支援もし、かつ、家の改修や家賃に補助がつくセーフティネット住宅の制度を進めている。制度を利用して、まずは市街化区域の空き家対策として、ひとり親家庭や低所得の若者世帯を受け入れてはどうか。



要配慮者の入居を拒まない住宅（登録住宅）
▲セーフティネット住宅のしくみ（国交省）